

熊本県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要領

1 目的

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

熊本県

3 対象患者

(1) 熊本県に住所を有するもの

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

4 実施方法

(1) 当該事業は、知事が在宅人工呼吸器使用患者支援事業を行うに適切な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）の長に、訪問看護を委託して行うものとする。

(2) 前号の委託に係る費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護看護ステーション等医療機関により訪問看護を行う場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回（以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む）を限度として、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、②から⑤に係る該当区分の費用を支払うものとする。

- | | |
|---|---------------|
| ① 医師による訪問看護指示料 | 1月1回に限り3,000円 |
| ② 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき8,450円 |
| ③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき7,950円 |
| ④ その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき5,550円 |

⑤ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額

1回につき5,050円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面支払うものとする。

- ① 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用
1回につき2,500円
- ② 准看護師による訪問看護の費用
1回につき2,000円

5 事業の期間

事業の期間は、同一患者につき1年を限度とする。

ただし、予算の範囲内において知事が必要と認める場合は、その期間を更新できるものとする。

6 熊本県指定難病審査会との関係

熊本県指定難病審査会は、知事からの要請に基づき、この事業の実施に必要な参考意見を具申することができるものとする。

7 申請の手続

対象患者は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書（別記第1号様式）に訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ）の写しを添付して知事に提出するものとする。

また、申請者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、当該疾患に係る臨床調査個人票の添付が必要であるものとする。

8 受給の決定等

知事は、7の申請について可否を決定したときは、その結果を申請者及び事業実施訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

9 報告等

研究実施訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

10 経費の請求等

(1) 知事は、国の補助を受けて予算の範囲内において当該事業のための支払を行う。

(2) 本事業のために行った訪問看護指示料の請求は、知事に請求書（別記第3号様式）を提出して行うものとする。

(3) 本事業のために行った訪問看護の費用の請求は、知事に請求書（別記第4号様式）を提出して行うものとする。

(4) 知事は、(2)及び(3)により提出された請求書を内容審査し、支払が適当であると

認めるときは、遅滞なく請求者あて支払うものとする。

11 事業関係者の留意事項

訪問看護ステーション等医療機関及び本事業の関係者は、患者に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、本事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分配慮するものとする。

12 事業に関する調査報告

県は、本事業実施のうえで必要がある場合は、訪問看護ステーション等医療機関又は対象患者に対し、関係資料の提出若しくは報告をもとめることができる。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年5月8日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月23日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年6月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。